

令和8年第2回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和8年6月22日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（17名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
6番 後藤修	7番 坂東重夫
8番 藤本功男	9番 笠井安之
10番 中野厚志	11番 笠井一司
12番 檜原伸	13番 松村幸治
14番 吉田稔	15番 中川節雄
16番 木村松雄	17番 原田定信
18番 三浦三一	

欠席議員（1名）

5番 北上正弘

会議録署名議員

15番 中川節雄	16番 木村松雄
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 坂東孝一	教育長 高田稔
企画総務部長 大倉洋二	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 笠井孝彦	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 板東毅
教育部長 古川秀樹	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 住友宏好	市民部次長 仲田一博
健康福祉部次長 前田耕志	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 井内康之
教育部次長 住友浩生	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 神月顕仁	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 妹尾光雄

水道部次長 吉 成 永 吾

会計管理者 清 田 美恵子

財政課長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 酒 巻 達 也

議会事務局長 松 永 祐 子

議会事務局係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 7 2 号 令和 8 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 3 議案第 7 3 号 令和 8 年度阿波市御所財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 4 議案第 7 4 号 令和 8 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 5 議案第 7 5 号 阿波市行政手続条例の一部改正について

日程第 6 議案第 7 6 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について

（日程第 2 ～日程第 6 質疑・付託）

午前１０時００分 開議

○議長（坂東重夫君） 現在の出席議員は１７名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１ 市政に対する一般質問

○議長（坂東重夫君） 日程第１、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、１１番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

笠井一司君。

○１１番（笠井一司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の指名をいただきましたので、議席番号１１番笠井一司、一般質問をいたします。

１問目は、阿波市のまちづくりについてでございます。

今定例会におきましても、先日の黒川議員、この後の中川議員もまちづくりをテーマに質問され、または質問されますが、人によって同じまちづくりでも捉え方が随分違うものだというふうに感じました。私は考え方が古いのかもしれませんが、まちづくりというと、都市計画的なものがいつもイメージされます。

さて、今定例会でも度々言及されておりますが、阿波市も合併して早くも２０年が経過いたしました。これまでは、合併４町の制度的な違いを統一化し、阿波市の一体化に努め、それはおおむね達成されたものと思われま。

そこで、将来に向かって阿波市が発展するために、長期的な視点に立った阿波市のまちづくりを考えていってはどうかと思いますので、このことについて、市政の総合的な企画調整を担当されることになった政策監にお伺いしたいと思います。

○議長（坂東重夫君） 坂東政策監。

○政策監（坂東孝一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、笠井一司議員の一般質問１問目、阿波市のまちづくりについて、合併してもう２０年になる。長期的な視点に立った阿波市のまちづくりを考えていってはどうかにつ

いて答弁をさせていただきます。

本市では、行政運営の総合的な指針として、阿波市総合計画審議会のご意見をいただき、令和7年4月から令和17年3月までの10年間を計画期間とする第3次阿波市総合計画を策定しております。その中で、基本理念を、協働、創造、自立のまちづくりと定め、将来像を「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」として掲げております。この将来像は、市民の皆様が主役となり、市民と行政が一体となって次世代に誇れるまちづくりを推進していくという強い決意を表現したものであり、このことは、市長の公約でもある、「みんなでスクラム、市民が主役のまちづくり」の理念を反映しているものでございます。

これまで、合併による一体感の醸成と地域の活性化を図りながら、自主財源の確保と効率的な予算配分に努めてまいりましたが、合併20年の節目を経て、本市は、これまでの基盤づくりの成果を踏まえ、新たなステージへと進まなければなりません。

今後につきましては、第3次阿波市総合計画に掲げた6つのまちづくりの柱に加え、第3次阿波市総合戦略と一体的に推進することで、阿波市で住んでみたい、住み続けたいと感じていただけるまちづくりを継続してまいります。第3次阿波市総合計画・総合戦略に定めた施策を着実に進めることで、市民が主役のまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 笠井一司君。

○11番（笠井一司君） ご答弁では、阿波市総合計画や総合戦略に基づく、どちらかというと理念的な政策について述べていただきました。

合併後の20年間で、4町の合併という壁というのはある程度取り除かれてきましたが、冒頭にも申し上げましたけれども、都市計画的なプランについて、阿波市がこのままでいいのかどうか、今後もっと阿波市が発展するためには、例えば阿波市の核をどこに置くとか、道路整備を中心とした交通網をどうするか、これは、人の流れ、大変重要なものだと思っておりますが、そうした有機的な都市機能をどうするのかといった、阿波市全体を捉えたインフラ整備、もちろん長期的な取組が必要になってくるわけですが、そういうことを考えていくべき時期に来たのではないのでしょうか。

これまでも、例えばCATV、ケーブルテレビジョンや今進められております上水道の整備事業など、阿波市全体を捉えた個別の事業はありますが、さらには先日原田議員が提

案されたようなコミュニティーバスの運行や今後議論されるであろう小・中学校の統合など、また私もこれまで道路整備につきまして、東西の幹線道路としては県道鳴門池田線しかございませんが、もう一本東西の幹線道路の整備が必要でないかというふうなことを訴えてまいりました。

ところで、これまで度々財政当局からは財政が厳しいというふうに聞かされておりますが、大きな投資をしないための予防線かというふうな疑いも感じられます。しかし、将来の発展を考えたときに、財政が厳しいからこそ、長期的な視野に立った阿波市のインフラ整備の方向性を考えていくときではないかと思います。今後、そういう視点での検討をお願いしたいと思います。

続きまして、第2問目、子ども・子育て支援制度についてお伺いいたします。

本年4月から、全ての医療保険者、健保組合の加入者とか健康保険の加入世帯、後期高齢者医療制度の被保険者を対象にいたしました支援金が賦課徴収されるようになりました。金額はそれほど大きい金額ではございませんが、先日の中野議員は国民健康保険料のを中心に質問されたように思います。私は、その支援金を使った支援制度についてお伺いしたいと思います。

質問といたしまして、本年4月から、健康保険料に併せて個人や世帯が支援金を拠出するようになったが、阿波市では子ども・子育て支援制度にどのように取り組んでいるのか、またこれからどのように取り組むようになるのかお伺いしたいと思います。

医療保険者から拠出された支援金がどのように使われているのかというのがちょっとよく分からなかったので、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（坂東重夫君） 笠井健康福祉部長。

○健康福祉部長（笠井孝彦君） 笠井一司議員の一般質問の2問目、子ども・子育て支援制度について、本年4月から健康保険料に併せて個人や世帯が支援金を拠出するようになったが、阿波市では子ども・子育て支援制度にどのように取り組んでいるのか、または取り組むようになるのかについて答弁させていただきます。

初めに、子ども・子育て支援金制度は、国が進める子ども・子育て支援加速化プランの財源の一部として創設されたものであり、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みとして、令和8年度から全ての医療保険において上乗せされるものでございます。

また、子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるよう定められており、本市の子育て支援においては、令和6年10月分から、児童手当の拡充とし

て、支援対象の年齢拡大、所得制限の撤廃など、令和7年度からは、全ての妊婦、子育て家庭の経済的負担軽減策としての妊婦のための支援給付を、今年度は、新たにゼロ歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず、認定こども園などを時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施しております。

今後におきましても、子ども・子育て支援金制度の目的である子育てを社会全体で支え、切れ目のない支援の実現を念頭に、本市に住む全ての子どもたちが元気に笑顔で育つことができるよう、さらなる子育て支援の推進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 笠井一司君。

○11番（笠井一司君） 阿波市では、子ども・子育て支援金については、既に令和6年10月から支給対象の年齢拡大や所得制限の撤廃による児童手当の拡充や、令和7年度から妊婦のための支援給付が実施されており、今年度からは認定こども園を時間単位で利用できる乳児等通園事業が始まっているとのことであります。

子ども・子育て支援制度が充実していくのはありがたいことではありますが、支援金の賦課をされている医療保険者にとっては、現時点では支援金を合わせた健康保険料はトータルでは大きな増額にはならないようにされておりますが、将来のことは分かりませんので、将来負担が増えないようお願いしたいと思います。

次に、工業団地または流通団地の整備について伺いたします。

先日の代表質問で吉田議員の企業誘致の質問に関連した質問になりますが、阿波市場スマートインターチェンジの工事が進められ、近く完成が予定されております。これまでインターチェンジの整備を主眼に進められてきておりましたが、どう活用するかというのが大事だと思います。単にインターチェンジの整備で終わるのではなく、周辺に、インターチェンジを有効に活用するため、工業団地等の整備、特に阿波市は農業を中心とした町でありますので、農産物の出荷のための流通団地の整備を考えてはどうでしょうか。坂東政策監にお伺いたします。

○議長（坂東重夫君） 坂東政策監。

○政策監（坂東孝一君） 笠井一司議員の一般質問3問目、工業団地または流通団地の整備について、近く阿波市場スマートインターチェンジの完成が予定されているが、周辺にそれを活用した工業団地等の整備、特に農産物の出荷のための流通団地の整備を考えては

どうかについて答弁をさせていただきます。

令和８年内の開通を見込む阿波市場スマートインターチェンジにつきましては、高速道路へのアクセス性が向上することにより、地域経済活動を物流面から支援し、輸送コストの低減や輸送時間の短縮、利便性の向上など、企業や本市にとって様々な効果が期待できるものと考えております。これらの効果は企業誘致を進める上で大変有利な材料であり、今後積極的に活用してまいりたいと考えております。

本市では、これまで多様化する企業ニーズに応じた最適地の提案や道路、給排水といった周辺インフラ整備など、きめ細かな支援を行うオーダーメイド型の企業誘致に積極的に取り組んでおり、複数の成果を生み出すとともにノウハウの蓄積に努めてまいりました。

議員ご提案の工業団地や流通団地の整備につきましては、企業立地までの期間短縮など、一定の効果が期待できるものと認識しておりますが、近年の多様化する企業ニーズへの柔軟な対応という観点から、今後においてもオーダーメイド型を軸に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、冒頭に申しましたとおり、阿波市場スマートインターチェンジ周辺エリアにつきましては大きなポテンシャルを秘めていると認識しており、これまでも製造業や流通業をはじめとする多くの企業に対し、優良候補地としてご提案をさせていただいております。その結果、既に複数の企業に現地視察へお越しいただいており、現時点では立地の実現には至っておりませんが、一定の手応えを感じているところでございます。

今後におきましても、全庁一丸となって全力で取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 笠井一司君。

○１１番（笠井一司君） 市としては、工業団地や流通団地の整備ではなく、オーダーメイド型の企業誘致にこれまでも取り組んできており、阿波市場スマートインターチェンジの周辺につきましても大きなポテンシャルがあり、優良候補地として多くの企業に提案をしているところであるというふうなご答弁でございました。

私も、工業団地や流通団地といった大きな施設ではなく、インターチェンジ周辺に少なくとも企業や流通の拠点があれば、阿波市の活性化に大きく貢献できるものと思われま。今後の市当局の働きかけなどのご努力が必要ですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

最後に、御所小学校東側のサッカーグラウンドについてお伺いいたします。

以前より、県道宮川内牛島停車場線の工事に伴いまして御所小学校東側のサッカーグラウンドが一部道路用地となり、現状のままでは使えなくなると聞いておりまして、少年サッカーなどで利用されている関係者が心配しておりましたが、その後どのように対応するようになったのか、前にお伺いしたときにはまだ確定した話ではなかったので、この際お聞きしたいと思います。

先日、御所小学校のごみ拾いに参加した折、そのサッカーグラウンドの近くまでもう既に工事が進んでおりまして、今年度にも工事にかかるようなので、どうなるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（坂東重夫君） 古川教育部長。

○教育部長（古川秀樹君） 笠井一司議員の一般質問の4問目、サッカーグラウンドについて、県道宮川内牛島停車場線の工事に伴って御所小学校東側のサッカーグラウンドが使えなくなるが、どのように対応することになったのかについて答弁をさせていただきます。

御所小学校東側にあります御所グラウンドは、サッカー場として、地元のスポーツ少年団をはじめ、練習や大会など、市内外の多くの皆様に広く利用されております。

このたび、徳島県が実施する県道宮川内牛島停車場線のバイパス工事に伴い、一定期間御所グラウンドが使用できなくなることから、地元スポーツ少年団の関係者の皆様には、代替施設として土成小学校のグラウンドを利用させていただくことでご理解をいただいているところでございます。

また、今年度につきましては、県道バイパス工事の実施に先立ち、本市において御所グラウンド内にある防球フェンスや照明器具などの撤去工事を行う予定としております。

なお、来年度以降につきましては、県道バイパス工事の進捗状況に合わせて、御所グラウンドの敷地内に新たにサッカーコートに移設する予定としております。

今後におきましても、県道バイパス工事に伴う周辺の整備状況などについて徳島県と情報共有を図るとともに、地元スポーツ少年団等の関係者の皆様への説明を丁寧に行いながら御所グラウンドの整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 笠井一司君。

○11番（笠井一司君） 今年度、県道バイパス工事に先立ちまして防球フェンスや照明

器具の撤去工事が行われ、その後のバイパス工事の期間中は土成小学校のグラウンドを利用することとなりまして、県道工事の進捗に合わせて、現在の御所グラウンドの敷地内に、現在は2面でございますが、県道工事終了後は1面のサッカーコートに移設する予定だとお聞きいたしました。

利用されている関係者のご理解をいただきまして事業が進められるよう、お願いしたいと思います。

簡単ではございますが、以上で質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○議長（坂東重夫君） これで11番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（坂東重夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番中川節雄君の一般質問を許可いたします。

中川節雄君。

○15番（中川節雄君） ただいま議長から許可をいただきましたので、質問に入ります。

まず、私は、阿波市民の立場に立ち、市民の持続的、共生可能な魅力ある住みよいふるさとづくりが目的でございます。そして、行政や議会等の税金の配付、使い方をチェックしており、有言実行を目的としていますので、市民の皆さん方のご指導とご助言をお願いいたします。

質問は、大きく分けて5件あります。

まず、1点目の質問は、まちづくりについてお伺いいたします。

1点目、阿波市は自治法、規則、条例を守って業務を遂行しているのか、これが1点目です。

2点目については、庁内協議、部長会、次長会を開催していると思いますが、年内の稼働日数及び協議の内容と成果について。

3点目は、市民が主役のまちづくりを目指すには、移動市長室を設置してはどうか。

この3点について、市長及び担当部長の答弁を求めます。

○議長（坂東重夫君） 大倉企画総務部長。

○企画総務部長（大倉洋二君） 中川議員の一般質問の1番目、まちづくりについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、1点目、阿波市は自治法、規則、条例を守っているのかについてでございますが、地方自治法は、地方公共団体の組織、権能、財政などに関する基本的な事項を定めた地方自治の根本法でございます。

本市では、この地方自治法に基づきまして条例や規則を制定しており、これらは市民の皆様のご権利義務を定めるとともに、職員が事務を遂行する際の基準となるものでございます。具体的には、予算の執行、契約事務、給与管理、福祉施策の実施など、あらゆる事務が条例や規則に基づいて行われているところでございます。

本市の職員が法令を遵守し、適正な事務を行うことは、市民の皆様からの信頼を得る上で最も重要なことであると認識しております。そのため、本市では、幾つかの取組を通じて、職員の法令遵守意識の向上と適正な事務執行体制の構築に努めているところでございます。

まず、新規採用職員に対しましては、市職員としての基本的な知識や技術を幅広く習得させるため、行財政に関する講義や研修を実施しております。

次に、適正な事務執行体制についてでございます。

本市では、地方自治法及び市の条例や規則に基づき、予算執行や契約事務、給与管理など、各種事務について、適正な手続と監視体制を整備しており、決算審査におきましては、監査委員により、財務会計上の執行など、本市の事務が適正に行われているかの監査を実施していただいているところでございます。

また、職員の配置や定員管理の適正化につきましても、令和6年度に策定いたしました阿波市職員管理計画に基づき、職員の適正配置に努めているところでございます。

今後におきましても、職員の資質向上と意識改革を行うことでより一層の人材育成を図り、地方自治法や市の条例、規則を遵守した適正な事務執行体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の庁内協議、部次長会を開催しているが、年内の稼働日数及び協議内容と成果について答弁させていただきます。

本市では、市長、副市長、政策監、教育長、各部の部長及び次長等で構成する部長次長会を、市政の効率的かつ円滑な運営を図るため、毎月定例で開催しているところでございます。加えて、緊急の課題や重要な施策の推進が必要な場合には、個別に庁内協議を実施

いたしております。

令和7年度における部長次長会の開催状況といたしましては、定例会が12回、臨時的な開催が1回の計13回、限られた時間の中で開催いたしているところでございます。

協議内容につきましては、市政運営に関する重要な施策や事業進捗状況の確認、各部局における行政課題への対応方針の共有、職員研修や各種調査に関する依頼事項の周知、そしてスケジュール管理など、市役所全体の組織横断的な連携の強化と情報共有を目的とした内容で、部局の垣根を越えた連携体制の構築に努めているところでございます。

部長次長会はこの組織横断的な連携の基盤となる重要な合議体であり、市民の皆様に対する行政サービスの質の向上と効率的な行財政運営の実現に向けて、その役割を果たしているものと考えております。

今後におきましても、部長次長会を通じて情報共有と連携強化を一層推進し、多様化する市民ニーズや行政課題に対して迅速かつ的確に対応できる組織体制の構築に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 中川節雄議員の一般質問の1問目のまちづくりについての市民が主役のまちづくりの中の移動市長室を設置してはどうかの質問について答弁させていただきます。

市民が主役のまちづくりという理念は、私自身が市政運営において最も大切にしている基本姿勢の一つでございます。市民皆様お一人お一人の声を丁寧に拾い上げ、まちづくりに反映させていくことの重要性は、議員お話しのとおり、極めて高いものだと思っております。

これ、ちょっと堅い話になるんですけど、ちょうど81年前に、昭和20年、1945年ですね。大戦後、日本が民主主義になったということで、そういった中の憲法の1条の中に国民主権というのが書かれております。こういった中で、国民、県民、市民、一人一人の声を全て聞くということは不可能ではございますが、一人でも多くの方の声を聞くというような行動はできるものということで、現在まちづくりミーティングというのを実施しておりまして、これには要綱もこしらえて、市長に就任した令和5年度に3回、令和6年度に3回、昨年度におきましては6回、今まで12回、まちづくりミーティングを、対象といたしましては、いろいろな各種団体とか、阿波市の場合は10人以上としておりま

す。

全国でも、議員の言われるような市長の移動市長室というのに関しましては実施している団体がたくさんございまして、見てみますと、やはり対象団体はよく似ておりまして、人数の制限、これも弾力性はあるんでしょうが、こういったことで、年に、毎月やってるところもあるし3月に1回やってるところもあるし、そこはまちまちでございます。

こういった中で、いろんな市民とか町民の意見を聞いて、市議会には、二元代表制というのも重要視しながら市政、町政を進めているというところございまして、うちもそのまちづくりミーティングの基礎が、土台がございまして、ここいらは、議員言われますように、移動市長室と趣旨は似ておりますから、こういったことを、年間の回数とか、そういったことを増やすなど、内容を充実させることによって、もちろん場所によっては現在も申請者と調整しまして、それが集会所であったり公共施設であったり、市長室でもやったことはあります。これは向こうさんの希望のところでやれるようなことを目指しまして、回数とか内容についてもさらに磨き上げていきたいと思っております。

加えて、移動市長室だけでなく、私をはじめとする市の行政職員が地域に出向いていて、市民の声を聞きながら、これも、公共性、公益性を考えながらご要望を直接お聞きすることは、市民との信頼関係の構築をより厚くすることでありまして、非常に大事なことだと思っております。

今後におきましても、市民の皆さんとの対話の機会の充実を図る観点から、移動市長室の設置について、現在のまちづくりミーティングの質を上げていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 中川節雄君。

○15番（中川節雄君） ただいま答弁をいただきましたが、なぜかといいますと、私は、4代目町田市長は市会議員全員の推薦を受け当選して、第1の抱負が、市民が主役のまちづくりを目指したいという考えのようですので、市民との対話が重要だと思います。そのためには、移動市長室を設けてはどうかと私は提案をいたします。ありがとうございました。

次に、2点目の質問に移りますが、監査についてでございます。

市は、各種いろいろな事業等を行っていると思います。その事業内容、決算状況を監査委員として監査を行っていると思います。監査委員の役目とは、市の予算が正しく使われているか、事業が効率的に行われているか、会計処理にミスや不正がないか、財政運営が

健全かどうか等をチェックすることだと思います。

以前に私が監査に携わった際に、監査ができていないのではないかと思います。それは、令和3年12月2日木曜日、阿波市職員措置請求に係る証拠提出及び陳述について、午後2時から3時まで1時間申し述べ、議長、委員長経験者が大事な事項を知らなかった。これが現実でありました。

私はそのとき、監査委員の役目とは、議会選出の監査委員は監査機能の充実を図る観点から市の実情に応じて識見を有する者のうちから選任するとなっており、これでは市民もよくならないと思いました。

また、県では、長期随意契約継続等を問題視して、包括外部監査結果報告書が外部監査人から知事に提出され、問題視されて、適正に手続するように求められています。

そこで、阿波市においても、市民のために外部監査を取り入れればどうかと思います。が、答弁を求めます。

○議長（坂東重夫君） 大倉企画総務部長。

○企画総務部長（大倉洋二君） 中川議員の一般質問の2問目、監査について、外部監査を取り入れてはどうかのご質問に答弁させていただきます。

本市では、阿波市監査委員条例により、3名の方に監査委員を委嘱させていただいております。3名の監査委員の内訳ですが、2名の識見監査委員と1名の議会選出監査委員で構成されており、本市の財務会計上の執行や経営に係る事業の管理等について、公正公平な立場から監査を実施していただいているところでございます。

監査制度には、本市が実施している現行の監査委員制度のほかに、議員ご提案の外部監査制度がございます。外部監査制度とは、地方自治法第252条の27等の規定や条例の定めにより、外部の専門家が独立した立場から監査を実施する制度で、監査委員制度に加えて外部の視点から市の行政活動を検証するものでございます。

導入のメリットといたしましては、専門家による客観的な視点を取り入れることができ、公認会計士や弁護士といった外部の専門家が中立的な立場から特定の事業や事務を検証することができます。

一方で、外部監査には相応の委託費用が発生し、投じるコストに見合うものであるかを判断することが不可欠であり、実務面での事務負担も想定され、あらかじめ監査の範囲や目的を明確に定め、効率的な実施体制を検討しておくことが必要であると考えられます。

これまで外部監査を行うような案件がなかったため導入されていませんが、適正な行政

事務の執行が求められている中で、円滑な監査が実施されるよう、外部監査の導入についても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 中川節雄君。

○15番（中川節雄君） 今の部長の前向きな答弁ありがとうございます。

なぜかといいますと、住民から、監査請求して損害賠償が起こらんように、こういうのに気をつけていただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、3点目の質問ですが、安心・安全なまちづくりについてです。

第1点目は、現在青パトが巡回していますが、巡回内容、回数はどうなっているのか。

2点目、青パトの運営についての年間の経費は幾らか。

3点目、青パトについて市民の方がどのような評価をされているのか答弁を求めます。

○議長（坂東重夫君） 古川教育部長。

○教育部長（古川秀樹君） 中川議員の一般質問の3問目、安全・安心なまちづくりについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1点目のご質問、青パトについて、巡回内容、回数についてはでございますが、青色防犯パトロール車、青パトにつきましては、吉野スポーツセンター内に事務所がある青少年育成センターの職員2名がパトロール活動で利用しています。

巡回内容と回数につきましては、登校、下校時間に合わせて通学路を中心にパトロールを行っており、回数につきましては、4月は、職員の勤務日21日のうち、登校時、下校時を合わせて21回、5月は、18日のうち、登校時、下校時合わせて18回のパトロールを行っております。

次に、2点目のご質問、青パト運営についての年間経費についてでございますが、車検が必要な年によって金額が異なっており、令和6年度は約15万円、令和7年度は約25万円、令和8年度は予算ベースで約11万円となっております。

なお、職員数につきましては、青少年育成センターの運営体制の見直しにより、令和4年度は4名、令和5年度は3名、令和6年度からは現行の2名体制となっております。この職員数の削減に伴い、人件費や青パトの運営経費を含めた青少年育成センター全体の年間経費は、決算ベースで、令和4年度の約1,099万円から令和7年度は約866万円となっております。

次に、3点目のご質問、青パトについて市民の評価はについてでございますが、青パト

は、定期的なパトロール活動のほかに、不審者対応、補導活動、有害図書の回収など、多岐にわたる活動を展開しています。特に、不審者対応では、学校やこども園などからの通報に対して現場に迅速に駆けつけ、警察と連携した対応を行っており、学校や現場の職員から迅速な対応をしてくれて助かっているとの評価をいただいております。

このように、青少年育成センターの青パト活動は、児童・生徒の安全確保と青少年の健全育成、安全・安心なまちづくりの形成に不可欠な役割を果たしていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 中川節雄君。

○15番（中川節雄君） 次に、防犯カメラの設置について答弁を求めます。

○議長（坂東重夫君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 中川議員の一般質問の3問目、安全・安心なまちづくりについての再問、防犯カメラの設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

全国的に児童を狙った事件、事故は依然として後を絶たず、本市においてもさらなる安全の確保は喫緊の課題となっております。このため、登下校時における通学路での安全確保を目的に、地域の見守り活動の一環として、24時間監視可能な防犯カメラを設置し、防犯体制の維持強化に努めているところでございます。

防犯カメラの設置状況につきましては、阿波市防犯カメラ設置及び運用に関する規定に基づき、地域の自治会の皆様にもご理解、ご了承をいただき、市内10小学校区の通学路に各2台、合計20台を設置しております。

また、市内外から観光客が訪れる観光地周辺の安全確保を図るため、土柱頂上トイレ横、土柱そよ風ひろば駐車場、道の駅どなりに各1台、合計3台を設置しております。

防犯カメラを設置することにより、犯罪発生時の早期解決、検挙率の向上はもとより、地域における安心感の醸成、犯罪抑止効果に一定の寄与ができているものと考えております。

こうした背景のもと、令和6年11月に阿波吉野川警察署と防犯カメラ映像の提供等に関する協定を締結いたしました。これにより、犯罪発生時には迅速に映像を提供し、初動捜査に協力する強固な体制を確立しております。

なお、去る6月18日、本市において発生いたしました警察車両への衝突事件につきましては、阿波吉野川警察署からの要請を受け、防犯カメラ映像を提供させていただきました。

た。

今後とも、警察の捜査に全面的に協力し、一刻も早い事件の解決を求むものであります。

議員ご質問の防犯カメラの設置につきましては、徳島県においても防犯カメラ設置に支援する取組を進めていることから、今後も地域のニーズを丁寧に見極めながら、警察署をはじめとする関係機関と緊密に連携し、市民の皆様の安全・安心なまちづくりの実現に向け、防犯体制の充実強化を図り、犯罪の未然防止に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 中川節雄君。

○15番（中川節雄君） 防犯カメラ設置をなぜこれだけ私が言うかといいますと、これだけの金額を使うのであれば、防犯カメラを設置したらどうかと思います。設置することにより、窃盗、交通事故、空き家対策、地震対策等、対応でき、抑止力効果にも期待ができると思います。行政が踏み切れない場合は、市民のアンケートを取ったりして判断すればいいと思います。

なぜかという、このパトロールでは阿波市全体を見回ることができない。また、1日24時間パトロールを一年365日はできない。それでは行財政改革にもつながらない。これを既得権益でないかと私は思います。

また、18日の当て逃げ事件が発生し、住民の方は不安で何度も何度も目が覚めたとか、学校では臨時休校をして、22日から授業を通常どおり行うとしたことを文書で通知したと。そして、安全確保を徹底することを条件としたと、どういう条件とは聞きませんが、小さい子どものお母さんは会社へ出勤できない。このことから、防犯カメラの設置を早く早く、強く強く申し入れます。

阿波市のキャッチフレーズは子育てするなら阿波市、この子育てするのが阿波市が夢のまた夢にならないように、そして安全・安心なまちづくりになりますよう期待をいたします。答弁ありがとうございました。

次に、4点目の質問ですが、水道事業についてお伺いいたします。

平成11年度から令和7年度までの水道料金の未収金は幾らか、また水質検査は年何回行っているのか。

2点目は、物価高騰による水道料金の値上げはあるのか、ないのか。

また、3点目は、災害等による施設の利用が不可能となった場合の対応策はどうなっているのか答弁を求めます。

○議長（坂東重夫君） 板東水道部長。

○水道部長（板東 毅君） 中川議員の一般質問の4問目、水道事業について幾つかご質問いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の平成17年度から令和7年度までの未収金にはについて答弁をさせていただきます。

令和8年5月31日現在の過年度の未納料金は120万7,130円でございます。内訳としましては、平成21年度分5件、5万3,370円、平成22年度分20件、11万320円、平成23年度分12件、4万4,070円、令和元年度分2件、3,700円、令和3年度分9件、1万1,180円、令和4年度分12件、9万1,000円、令和5年度分48件、10万3,590円、令和6年度分59件、35万9,830円、令和7年度分125件、43万70円でございます。この中には、既に時効を迎えた債権も含まれております。

令和7年度の水道料金徴収率は99.1％となっております。

今後とも、水道使用料の徴収につきましては、適正な管理、早期徴収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2点目の水質検査の回数にはについて答弁をさせていただきます。

水道水は、水道法第4条に基づき水質基準が定められており、基準に適合するものでなければならないことから、水道法により、水質基準項目について、水質検査が義務づけられております。

本市では、安全で良質な水道水を供給するため、事業年度の開始前に検査項目、採水場所、検査回数などの方針を定めた水質検査計画を策定し、阿波市ホームページにて公表しております。

検査回数につきましては、毎日行う色、濁り、残留塩素については市が実施しています。一般細菌、大腸菌など、52の水質基準項目等については、毎月検査する項目、3か月ごとに検査する項目、年1回検査する項目があり、これらについては国の登録を受けている検査機関に委託し、実施しております。

検査結果につきましては、全て国の定める基準値内であり、阿波市ホームページにて毎月公表しております。

今後とも、引き続き安全で良質な水道水の供給に取り組んでまいります。

次に、３点目の物価高騰による水道料金の値上げはあるのかについて答弁をさせていただきます。

本市の水道料金は、消費税改正に伴う改定以外では平成１９年度以降改定しておりません。現在の水道料金は、基本料金が１０立方メートルまで１，０００円、それ以降１立方メートルにつき１３０円となっています。２０立方メートル使用時の水道料金は税込み２，５３０円となり、県内８市では４番目に低い水準となっております。

一方、近年の水道事業を取り巻く経営環境は大きく変わっています。給水収益の減少に加え、電気料金や建設資材等の高騰により、利益額は減少傾向にあります。

こうした状況の中、中・長期的な経営の基本計画である阿波市水道事業経営戦略を昨年度改定いたしました。改定の際、水道料金を含めた水道事業全体の経営について今後の方針を定めており、この経営戦略を基本に、今後事業運営を進めてまいります。経営戦略では料金改定についても言及していますが、これをもって水道料金を改定するものではありません。今後、経営状況の変化により料金改定の必要性が生じた場合には、阿波市水道料金等審議会を開催し、料金改定について審議することになります。

一方で、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の皆様の経済的負担の軽減を図るため、令和４年度からは国の交付金を活用し、水道料金の減額を実施しております。本年度においても、６月の使用分から３か月間、基本料金及び超過料金の２分の１を減額いたします。

今後とも、現在の水道料金水準の維持と市民負担の軽減に努めるとともに、経営改善に向けた取組を着実に進めてまいります。

４点目の災害等により施設の利用が不可能となった場合の対応策はについて答弁をさせていただきます。

水道施設の耐震化対策は、南海トラフ地震や中央構造線、活断層地震などに備えるための重要な課題として認識しております。

こうした中、本市では被災すると被害が広範囲に及ぶ口径１５０ミリ以上の基幹管路を中心に耐震化を進めており、耐震化率は３１．６％となっており、徳島県の平均２５．５％を上回っている状況であります。

また、大規模地震が発生した場合においても水の確保が可能な緊急遮断弁を設置している配水池は３か所、最大容量５，７７０立方メートルの貯水能力を確保しているところで

あります。

一方で、大規模災害発生時には水道施設の被害を完全に防ぐことは困難であることから、水道施設の利用が不可能となった場合に備え、全国の水道事業体で構成する日本水道協会による相互応援体制が構築されており、全国からの支援を受けることができる体制を整えております。

また、県西部6市町の水道課担当者による合同訓練を定期的を実施し、本市で開催した際には、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社の給水車を活用し、官民連携による実践的な合同訓練を実施するとともに、相互関係を深めているところであります。

加えて、阿波市上水道工事店協同組合と大規模災害時における水道の応急給水、応急復旧に関する協定を締結し、水道施設の迅速な復旧に向けた人的、物的支援体制を構築しております。

今後とも、より安全で強靱な水道の構築に向け、水道施設の耐震化対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 中川節雄君。

○15番（中川節雄君） 今、答弁がありましたが、阿波市ホームページで公表とのことですが、このことを市民が知っているのか、インターネット環境が整備されていない家庭とか使用方法が分からない人はどうすればいいのか。もっと市民に寄り添い、親切丁寧に周知してほしいと思います。

私には医学的な知識はなく、難しい専門用語も知りませんが、とにかく昔の日本の水は世界で一番おいしい水、そして安心して飲める水だと言われていました。

しかし、その神話が崩れて、全てのものが汚染され、農薬、洗剤、水道水の塩素等の混入などにより、水質が汚染されて危険な水になったのです。

南海トラフ地震が想定される中、水道水が使えなくなった場合、井戸水の活用が重要となってくる場合も考えられます。災害時用に危機管理課で利用可能な井戸水の、これ、水道がするんか分かりませんが、井戸水の調査及び水質検査を実施して把握されていると思いますが、井戸に手押しポンプの設置をし、簡単に利用できるような取組をしてはどうかと考えます。

また、今の答弁で、水道の未収金です。平成17年合併当時、水道未収金が8,552万7,716円ありました。今の答弁では私は納得しない。

なぜかといいますと、水質検査の場所、水は命です。時間制限がありますので、9月に質問いたします。答弁ありがとうございます。

次に、5点目の質問に入ります。入札制度について質問をいたします。

第1点、現在工事発注時に指名審査委員会において業者の選定を行っていると思いますが、県では、本年4月1日より、資本関係また人的関係等のある者同士の同一入札への参加について制限を行っているが、阿波市の対応はどうなっているのか答弁を求めます。

2点目、工事等の工事箇所周辺住民、また地権者等への迷惑をかけたり、不良工事を行う等の不適格業者への対応について、阿波市では要綱等で指名停止の罰則を決めて対応しているのか、この2点について答弁を求めます。

○議長（坂東重夫君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 中川議員の一般質問、2点ご質問いただいております。

まず、1点目であります入札制度等についてのご質問で、県では4月1日より資本関係または人的関係等のある者同士の同一入札への参加について制限を行っているが、阿波市の対応はについて答弁をさせていただきます。

まず、本市の入札制度における役員の兼務等に関することであります人的関係につきましては、入札参加資格審査申請時に市内建設業者におきましては個別に確認をさせていただきます。

また、物品役務等の業者につきましては、全業者を対象に、希望する入札参加分野での企業間の取締役等が重複していないことの誓約書の提出をお願いしているところであります。

また、その後、重複していることを把握した場合には、企業に取締役等の重複を解除するか、希望する入札参加分野の重複を解除するかのどちらかの対応を指示しております。

一方、県におきましては、これまで人的関係の重複におきましては入札の参加制限をしておりましたが、令和8年4月1日から、加えて資本関係にある者同士の同一の入札への参加を制限する新たな制度を施行したところであります。この県の新制度は、子会社と親会社の関係、親会社を同じくする子会社同士の関係といった資本関係に基づく参加制限に加え、役員の兼務に関する人的関係につきましてもより詳細に制限基準を定めたものであり、入札の適正さをより一層確保しようとするものであると認識をしているところでございます。

本市におきましては現在のところ資本関係における参加制限は導入しておりませんが、

公正で透明性の高い入札制度の維持と改定は常に検討を重ねるべき重要な課題であると考えております。

今後におきましても、県の入札制度改革の動向も十分に注視しながら、本市の入札制度がより一層公正で透明性の高いものとなるよう十分に調査を行い、入札制度改善検討委員会において検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご質問であります工事等で周辺住民または地権者等への迷惑や、不良工事を行う等の不適格業者への対応についてご質問をいただいております。

まず、本市におきましては、阿波市建設業者指名停止措置要綱に基づき、不適格業者を排除し、公共工事の品質確保を図っております。この要綱では、粗雑工事、契約違反、安全管理の不徹底、談合行為、建設業法違反などの措置要件を定めており、これらに該当する業者に対しましては、状況に応じて、期間を定めて指名停止措置を講じることといたしております。

指名停止期間中の業者につきましては、市発注工事の指名を行わないことはもとより、随意契約をすることも禁止しており、下請業者としての参加も承認をいたしておりません。

また、地権者や周辺住民に迷惑をかけるような行為が認められた場合には口頭注意を行い、それでも改善がない場合は文書注意による改善指導を行っているところでありますが、このような文書注意は工事成績評定に反映させることとしており、成績が悪い場合は指名制限等の規定を設けております。

さらに、公正取引委員会の談合情報や徳島県の指名停止状況を把握し、該当があった業者につきましては建設工事審査委員会に諮り、適切な指名停止措置を取ることで、不適格業者が入札に参加することがないように努めております。

本市といたしましては、指名停止措置要綱に定められた措置要件の適切な運用に加えて、工事成績評定の厳正な実施及び文書注意等による指導を通じて不適格業者の排除と周辺住民への迷惑行為の防止に取り組み、適切な対応を今後も講じてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂東重夫君） 中川節雄君。

○15番（中川節雄君） 今、答弁がありました。

これは前向きに取り組んでいただけるものと確信しております。なぜかといいますと、

工事期間内に周辺の道路に工事用の機械を駐車したり、近隣住民及び通行者から苦情が寄せられるときがあります。

また、既存のカーブミラー、ガードレール等を破損し、知らないふりをしている業者もいると聞きます。

このように、周辺住民からの苦情等がなくなるように、不適格業者の指名回避等の対応をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。最後に、「みんなでつくる 未来に誇れる やすらぎのまち 阿波市」を目指していこうではありませんが。ありがとうございました。

○議長（坂東重夫君） これで15番中川節雄君の一般質問が終了いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第72号 令和8年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第3 議案第73号 令和8年度阿波市御所財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第74号 令和8年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第75号 阿波市行政手続条例の一部改正について

日程第6 議案第76号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について

○議長（坂東重夫君） 次に、日程第2、議案第72号令和8年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第6、議案第76号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正についてまでの計5件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号から議案第76号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

23日午前10時から総務常任委員会、午前11時から議会改革特別委員会、24日午前10時から文教厚生常任委員会、25日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、6月30日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時18分 散会